

生坂村とU Aゼンセン長野県支部の  
「生坂村の村づくりに関する協定書」調印式

日 時 平成25年10月31日(木)

10:00

場 所 生坂村役場 会議室

次 第

1. 開 式

2. 挨拶

生坂村長

U Aゼンセン長野県支部長

3. 自己紹介

4. 調 印

5. 閉 式

# 村づくりに関する協定書

生坂村とUAゼンセン長野県支部(以下「UAゼンセン」という)は、標記に関し下記の通り協定する。

## 1. 協定の目的

本協定は、生坂村の村づくり施策に対し、UAゼンセンの持つ資源を提供することにより、産業別労働組合であるUAゼンセンの社会的使命を果たすと同時に、村民益の向上を図ることを目的とする。

## 2. 事業内容

UAゼンセンは、生坂村からの要請を受け、以下の項目の一部又は全部に関し、その資源を提供する。

- (1) 過疎集落の社会・生活基盤の維持に関すること
- (2) 伝統文化・文化財保護に関すること
- (3) 各種イベントに対する協力
- (4) 村づくりに関する提言
- (5) その他、目的達成のため必要なこと

## 3. 事業の進め方

- (1) 事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの間とする。
- (2) 生坂村は当該年度のUAゼンセンに対する要請事項を決定し、UAゼンセンで構成する「村づくり研究会」において、具体的な資源の提供方法について協議確認する。
- (3) UAゼンセンの「まちづくり実行委員会」は、「村づくり研究会」での協議確認内容を、UAゼンセン運営評議会に報告し資源の提供を行う。
- (4) 生坂村は、本協定に定める事業内容に関し緊急の事態が生じた場合は、直ちに「村づくり研究会」を招集することができる

#### 4. 経費の取扱

本協定書に定めるUAゼンセンの資源の提供に伴う経費は、UAゼンセンが負担する。

#### 5. 協定の期間

本協定は、締結後から効力を発し、期間は2年間とする。ただし、失効の3ヵ月前に生坂村、UAゼンセンのどちらかが異議を述べない場合は、さらに2年間更新し、以後も同様とする。

#### 6. その他

本協定に定め無き事項及び本協定に疑義が生じた場合は、生坂村とUAゼンセンが協議し解決を図る。

以上

平成25年10月31日

生坂村 村 長

UAゼンセン長野県支部

支部長

## 調印式出席者

### ○ U Aゼンセン長野県支部

長野県支部長	師玉憲治郎	(U Aゼンセン)
まちづくり実行委員長	羽田 靖宏	(東急百貨店労働組合)
まちづくり実行副委員長	中村 主計	(シナノケンシ労働組合)
まちづくり実行副委員長	山下 裕之	(西友労働組合)
	杉山 慎一	(U Aゼンセン政策・労働条件局)
	鯉沼 正浩	(U Aゼンセン政策・労働条件局)
	古川 尚武	(U Aゼンセン長野県支部)

### ○ 生坂村役場

村 長	藤澤 泰彦
教 育 長	藤原 良司
総務課長	滝澤 寿教
村づくり推進室長	市川 廣美
住民課長	丸山 清一
振興課長	牛越 宏通
健康福祉課長	藤澤 正司

## 今後の進め方 (案)

- ・ 生坂村がU Aゼンセンに対する要請事項の決定  
要請事項は協定の事業内容の範囲で行うものとする。
- ・ 村づくり研究会の開催 (年度当初)  
生坂村とまちづくり実行委員で、要請事項の調整協議を行う。
- ・ 運営評議会への報告  
まちづくり実行委員長は、むらづくり研究会での決定事項を運営評議会に報告し、承認を得る。
- ・ まちづくり運動の実施  
年1~2回の動員をかけ、交通費、昼食、行事共済費は県支部が負担する。
- ・ 村づくり研究会の開催  
参加者のアンケートを活用し、生坂村への提言や次期の方向性を協議する。